

特殊車両の取締りを行いました(今年度5回目)

～違反車両の運転手に対して指導を実施～

旭川開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両(一定の重さ・大きさを超える大型車両)の取締りを行いました。

取締中に対象とした車両を計測したところ、1台で違反が確認されたため、当該車両の運転手に対し、指導を実施しました。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路附属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では、「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、違反者対策の強化を進めています。

旭川開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

記

- 1 実施日時 令和4年8月3日(水) 13:30～15:30
- 2 実施場所 一般国道40号 蘭留^{らんりゅう}車両計測所(上川郡^{かみかわ}比布町北12線14号:別紙参照)
- 3 取締結果 違反車両 1台
(違反の内容) 無許可 1台
(指導の内容) 警告書交付 1台

【道路管理者からのお願い】

特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行許可制度への一層のご理解とご協力をお願いするとともに、申請手続についてはお気軽に申請窓口(札幌開発建設部:011-611-4160)までご相談ください。

「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部

公物管理課 課長 齊藤 正樹 (0166-32-2072)

上席管理専門官 寺岡 文明 (0166-32-4592)

旭川開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/as/>

旭川開発建設部公式 Twitter アカウント @mlit_hkd_as



●実施場所 蘭留車両計測所(上川郡比布町北12線14号)

別紙



出典: 国土地理院WEB

今年度第5回目の特殊車両取締りを実施しました。

令和4年8月3日(水)
@比布町北12線14号

寸法計測



寸法計測



寸法計測



重量測定



令和4年4月1日スタート

新たな特殊車両通行制度

特殊車両通行確認制度が始まります！

従来の「特殊車両通行許可制度」も引き続き利用できます。

「特殊車両通行確認制度」は、道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設され、令和4年4月1日から施行する新たな特殊車両通行制度です。

確認制度では情報が電子データ化された道路※であれば、**オンラインシステムで自動的に経路を検索**して、**即時に複数の通行可能経路**が示されます。

※道路情報便覧の収録道路

車両の登録

単
トラクタ
トレーラ

- ① 車両情報（自動車登録番号、空車時の車両諸元など）を登録
- ② ETC2.0 車載器を登録
- ③ 重量記録の保存方法を登録

車両登録に係る手数料の支払い

車両1台あたり

5,000円 (5年間有効)

※トレーラは手数料不要

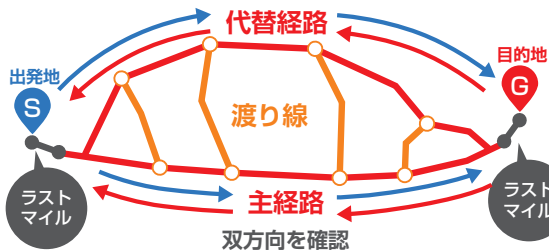
経路の確認

1 登録車両から、車両を選択

2 積載貨物情報を登録

3 出発地及び目的地の情報を入力

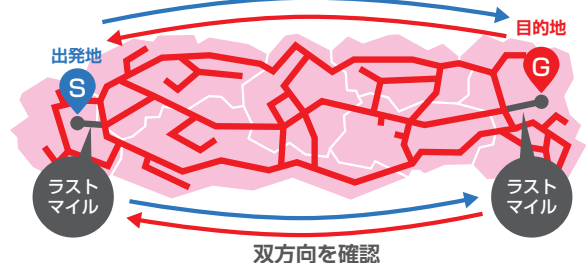
A **2地点双方向2経路検索**
2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認



※通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

通行可能経路を確認する検索方法は、次の**A**、**B**の2通りから選択できます。

B **都道府県検索**
都道府県内の主要道路をすべて一括して検索・確認



※通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

即時

通行可能な経路を回答 (ウェブ上で即時に地図表示)

回答のあった経路で通行を確定させる場合は確認の手数料を支払い。

「A・2地点双方向2経路検索の場合」→ 確認1件あたり **600円**

「B・都道府県検索の場合」→ 確認1件あたり (1都道府県あたり) **400円**

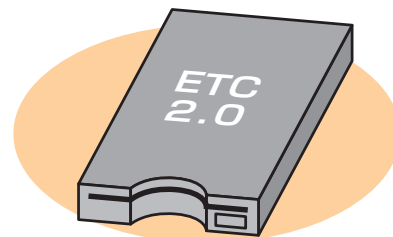
電子データで「**回答書**」の交付 (1年間有効)

通行

- ① 通行時 回答書の経路を通行可 (回答書を携行 (印刷または電子データ))
- ② 通行後 ETC2.0 を活用した経路確認・乗務記録等による重量確認

利用にあたっての主な要件

- 検索が可能な経路は**道路情報便覧の収録道路**に限られます。
⇒道路情報便覧の未収録道路は検索の対象外となります。
- 車両には **ETC2.0 車載器の装着・登録**が必要です。
⇒通行経路の確認に利用します。
- 積載する**貨物の重量に係る記録の1年間保存**が必要です。
⇒乗務記録、送り状、これに類する書類により次の記録および保存が義務付けられます。



①積載する貨物の重量

※重量を確認できる情報（重量換算が可能な貨物の内容と量）でも可。

例：石油○リットル、単位重量及び長さが明らかな鋼材○本、
型式が明らかな自動車○台など。

②貨物の積卸の日時・場所の記載

※①、②に類する物、または積卸し時の重量測定結果でも可。
（総重量及び測定日時が記録されているもの。）

乗務記録	
貨物重量	○トン
荷 積	○月○日○時 A工場
荷 卸	○月○日○時 B倉庫

1年
保存

特殊車両通行制度の比較

	特殊車両通行許可制度	特殊車両通行確認制度
審 査 期 間	申請から許可まで約1ヶ月※令和元年度実績	オンラインシステムで即時に確認
対 象 道 路	すべての道路 (道路法適用の道路)	電子データ化された道路 (道路情報便覧の収録道路)
経 路 設 定	申請者が1経路〔片方向〕ごとに細かく指定 	システムが自動的に複数経路〔双方向〕を検索  ※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に
車 両 情 報	申請の都度、車両諸元を入力	車両登録で車両諸元を登録（一回のみ）
対 象 車 両	すべての車両	登録基準内の重量・寸法の車両
手 数 料	1経路につき200円 (道路管理者が複数にまたがる場合)	①車両登録の手数料 1台あたり 5,000 円 (5年間有効) ※トレーラは手数料不要 ②経路確認の手数料 ・2地点双方向2経路検索の場合 確認1件につき 600 円 ・都道府県検索の場合 確認1件につき 400 円 (都道府県あたり) ・追加経路検索の場合 確認1件につき 100 円 (10km ごと)
通 行 経 路 の 可 行 期 間 有 効 期 間	2年以内 (超寸法・超重量は1年以内) ※優良事業者は最長4年以内	1年間

手数料の支払い前に、車両登録および経路確認を試すことができます。

※回答書は交付されません。

特殊車両通行確認制度やオンラインシステムの操作方法に関する問い合わせは

(一財) 道路新産業開発機構 特車登録センター【指定登録確認機関】

TEL : 0120-161-948 (電話受付時間：年末年始・土日を除く、平日 9:00 ~ 17:30)

URL : <https://www.tks.hido.or.jp> メール : hido-tks-info@tk.s.hido.or.jp

